

宇治市議会基本条例(素案)へのご意見に関するもの以外で変更した箇所

該当条文	変更部分	考え方
前文	「議会」を「宇治市議会」とします。	「宇治市議会」を「議会」と略す規定は第1条に規定しておりますので、前文中ではすべて「宇治市議会」と表記することとしました。
第5条第2項	「原則公開」を「原則として公開」とします。	こちらの表現のほうが読みやすく適当であると判断しました。
第12条第2項	「交付、公開、報告に関しては」を「交付、公開及び報告については」とします。	法規上の文言として、こちらの表現のほうが適当であると判断しました。
第13条第1項	「効率的かつ能率的」を「効率的」とします。	同じような意味合いの語句を並べていましたので変更しました。
第13条第2項	「定数」の前に「議員の」を加筆します。	第1項及び第3項と同じ表記に変更しました。
第14条第2項	「充分」を「十分」とします。	より適当な表現であると判断しました。
第15条第1項	「で構成する調査機関を設置することができる」を「に調査させることができる」とします。	調査機関の設置に限らず、幅広い方法での調査ができる規定に変更しました。
第15条第3項	地方自治法第100条第18項及び第19項の規定に基づき」を削除します。	議会図書室の適正管理等の範囲が引用条文の範囲のみでないため、引用を削除しました。